（母子健康手帳の様式）

第七条　法第十六条第三項の内閣府令で定める母子健康手帳の様式は、様式第三号又はその他これに類するものであつてこども家庭庁長官が定めるもの、及び次の各号に掲げる事項を記載したものによる。

一～七　（略）

（法第十七条の二第一項第一号の内閣府令で定める施設）

第七条の二　法第十七条の二第一項第一号の内閣府令で定める施設は、病院、診療所又は助産所以外の施設であって、第七条の四各号に掲げる基準（同条第四号ロに掲げるものを除く。）を満たすものとして、市町村長が適当と認めるものとする。

（法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める施設）

第七条の三　法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（産後ケア事業の実施基準）

第七条の四　法第十七条の二第二項の内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第八条の二　法第十九条の二第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

2　（略）

（診療報酬の請求及び支払）

第十四条　都道府県知事が法第二十条第七項において準用する児童福祉法第十九条の二十第一項の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定養育医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の定めるところにより、当該指定養育医療機関が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2　（略）

（支援プランの作成等）

第十五条　法第二十二条第二項第四号の内閣府令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とすると認められる者に対して、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画（以下「支援プラン」という。）の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係る支援プランの見直しを行うこととする。

（削る）

（母子健康手帳の様式）

第七条　法第十六条第三項の厚生労働省令で定める母子健康手帳の様式は、様式第三号又はその他これに類するものであつて厚生労働大臣が定めるもの、及び次の各号に掲げる事項を記載したものによる。

一～七　（略）

（法第十七条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める施設）

第七条の二　法第十七条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める施設は、病院、診療所又は助産所以外の施設であって、第七条の四各号に掲げる基準（同条第四号ロに掲げるものを除く。）を満たすものとして、市町村長が適当と認めるものとする。

（法第十七条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める施設）

第七条の三　法第十七条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（産後ケア事業の実施基準）

第七条の四　法第十七条の二第二項の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

（情報通信の技術を利用する方法）

第八条の二　法第十九条の二第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

2　（略）

（診療報酬の請求及び支払）

第十四条　都道府県知事が法第二十条第七項において準用する児童福祉法第十九条の二十第一項の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定養育医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の定めるところにより、当該指定養育医療機関が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2　（略）

（支援プランの作成等）

第十五条　法第二十二条第二項第四号の厚生労働省令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とすると認められる者に対して、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画（以下「支援プラン」という。）の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係る支援プランの見直しを行うこととする。

（権限の委任）

第十六条　法第二十八条の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号及び第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一　法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第三項に規定する権限

二　法第二十七条第一項に規定する権限